

平成二十二年法律第三十六号

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条―第九条)
- 第二章 建築物における木材の利用の促進に関する施策
- 第一節 基本方針等(第十条―第十二条)
- 第二節 建築物における木材の利用の促進(第十三条―第十五条)
- 第三節 建築物以外における木材の利用の促進(第十六条―第二十一条)
- 第三章 建築物以外における木材の利用の促進に関する施策(第二十二条―第二十四条)
- 第四章 木材利用促進本部(第二十五条―第三十条)
- 第五章 雑則(第三十一条―第三十三条)
- 第六章 罰則(第三十四条)

- 第一章 総則
- (目的)
- 第一条 この法律は、木材の利用を促進することが地球温暖化の防止、循環型社会の形成、森林の有する国土の保全、水源の涵養その他の多面的機能の発揮及び山村その他の地域の経済の活性化に貢献すること等に鑑み、建築物等における木材の利用を促進するため、木材の利用の促進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに建築物における木材の利用の促進に関する基本方針等の策定、建築物における木材の利用の促進及び建築物用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する措置等について定めるとともに、木材利用促進本部を設置することにより、木材の適切かつ安定的な供給及び利用の確保を通じ、林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展を図り、もって森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与するとともに、脱炭素社会(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第一百七十七号)第二条の二に規定する脱炭素社会をいう。)

- 第二章 建築物における木材の利用の促進に関する施策
- 第一節 基本方針等(第十条―第十二条)
- 第二節 建築物における木材の利用の促進(第十三条―第十五条)
- 第三節 建築物以外における木材の利用の促進(第十六条―第二十一条)
- 第三章 建築物以外における木材の利用の促進に関する施策(第二十二条―第二十四条)
- 第四章 木材利用促進本部(第二十五条―第三十条)
- 第五章 雑則(第三十一条―第三十三条)
- 第六章 罰則(第三十四条)
- 第二章 建築物における木材の利用の促進に関する施策
- 第一節 基本方針等(第十条―第十二条)
- 第二節 建築物における木材の利用の促進(第十三条―第十五条)
- 第三節 建築物以外における木材の利用の促進(第十六条―第二十一条)
- 第三章 建築物以外における木材の利用の促進に関する施策(第二十二条―第二十四条)
- 第四章 木材利用促進本部(第二十五条―第三十条)
- 第五章 雑則(第三十一条―第三十三条)
- 第六章 罰則(第三十四条)

2 この法律において「公共建築物」とは、次に掲げる建築物をいう。

一 国又は地方公共団体が整備する公共の用又は公用に供する建築物

二 国又は地方公共団体以外の者が整備する学校、老人ホームその他の前号に掲げる建築物に準ずる建築物として政令で定めるもの

3 この法律において「木材の利用」とは、建築基準法第二条第五号に規定する主要構造部その他の建築物の部分の建築材料、工作物の資材、製品の原材料及びエネルギー源として国内で生産された木材その他の木材を使用すること(これらの木材を使用した木製品を使用することを含む。)をいう。

4 この法律において「建築物用木材」とは、建築材料として使用される木材をいう。

5 この法律において「木材製造の高度化」とは、木材の製造を業として行う者が、公共建築物に係る建築物用木材の製造のために必要な施設の整備、高度な知識又は技術を有する人材の確保その他の措置を行うことにより、公共建築物に係る建築物用木材の供給能力の向上を図ることをいう。

(基本理念)

第三条 木材の利用の促進は、地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、そのための脱炭素社会の実現が我が国の緊要な課題となっていることに鑑み、森林における造林、保育及び伐採、木材の製造、建築物における木材の利用並びに森林における伐採後の造林という循環が安定的かつ持続的に行われることにより、森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化が十分に図られることを旨として行われなければならない。

2 木材の利用の促進は、製造過程における多量の二酸化炭素の排出等による環境への負荷の程度が高い資材又は化石資源(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭をいう。以下同じ。)に代替して、森林から再生産することが可能である木材を利用することにより、二酸化炭素の排出の抑制その他の環境への負荷の低減が図られることを旨として行われなければならない。

3 木材の利用の促進は、森林の有する国土の保全、水源の涵養その他の多面的機能が持続的に発揮されるときに、林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展を通じて山村その他の地域の経済の活性化に資することを旨として行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(以下単に「基本理念」という。)のつとりに、木材の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するとともに、地方公共団体が実施する木材の利用の促進に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、一般の利用に供されるものであることその他の第二条第二項第一号に掲げる建築物の性質に鑑み、木材に対する需要の増進に資するため、自ら率先してその整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならない。

3 国は、木材に対する需要の増進を図るため、木材の利用の促進に係る取組を支援するため必要な財政上及び金融上の措置を講ずるよう努めなければならない。

4 国は、木材の利用の促進に当たっては、建築物用木材等が適切かつ安定的に供給されることが重要であることに鑑み、木材製造の高度化の促進その他の建築物用木材等の適切かつ安定的な供給の確保のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 国は、建築物における建築材料としての木材の利用を促進するため、木造の建築物(第十三条において「木造建築物」という。)に係る建築基準法等の規制の在り方について、木材の耐火性等に関する研究成果、建築の専門家等の専門的な知見に基づく意見、諸外国における規制の状況等を踏まえて検討を加え、その結果に基づき、規制の撤廃又は緩和のために必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

6 国は、木材の利用の促進に関する研究、技術の開発及び普及、人材の育成その他の木材の利用の促進を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

7 国は、教育活動、広報活動等を通じて、木材の利用の促進に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念のつとりに、その区域の経済的社会的諸条件に応じ、国の施策に準じて木材の利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるとともに、その整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならない。

(事業者の努力)

第六条 事業者は、基本理念のつとりに、その事業活動等に関し、木材の利用の促進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 林業及び木材産業の事業者は、基本理念のつとりに、建築物用木材等の適切かつ安定的な供給に努めるものとする。

(国民の努力)

第七条 国民は、基本理念のつとりに、木材の利用の促進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(関係者相互の連携及び協力)

第八条 国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、基本理念のつとりに、木材の利用の促進のため、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(木材利用促進の日及び木材利用促進月間)

第九条 国民の間に広く木材の利用の促進についての関心と理解を深めるため、木材利用促進の日及び木材利用促進月間を設ける。

2 木材利用促進の日は十月八日とし、木材利用促進月間は同月一日から同月三十一日までとする。

3 国及び地方公共団体は、木材利用促進の日をはじめ木材利用促進月間において、その趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする。

第二章 建築物における木材の利用の促進に関する施策

第一節 基本方針等

(基本方針)

第十条 木材利用促進本部は、建築物における木材の利用の促進に関する基本方針(以下単に「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 建築物における木材の利用の促進の意義及び基本的方向

二 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

三 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標

四 基本方針に基づき各省各庁の長(財政法

(昭和二十二年法律第三十四号)第二十条第

二 国又は地方公共団体が実施する木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

三 国は、木材に対する需要の増進を図るため、木材の利用の促進に係る取組を支援するため必要な財政上及び金融上の措置を講ずるよう努めなければならない。

四 国は、木材の利用の促進に当たっては、建築物用木材等が適切かつ安定的に供給されることが重要であることに鑑み、木材製造の高度化の促進その他の建築物用木材等の適切かつ安定的な供給の確保のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

五 国は、建築物における建築材料としての木材の利用を促進するため、木造の建築物(第十三条において「木造建築物」という。)に係る建築基準法等の規制の在り方について、木材の耐火性等に関する研究成果、建築の専門家等の専門的な知見に基づく意見、諸外国における規制の状況等を踏まえて検討を加え、その結果に基づき、規制の撤廃又は緩和のために必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

六 国は、木材の利用の促進に関する研究、技術の開発及び普及、人材の育成その他の木材の利用の促進を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

七 国は、教育活動、広報活動等を通じて、木材の利用の促進に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念のつとりに、その区域の経済的社会的諸条件に応じ、国の施策に準じて木材の利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるとともに、その整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならない。

(事業者の努力)

第六条 事業者は、基本理念のつとりに、その事業活動等に関し、木材の利用の促進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 林業及び木材産業の事業者は、基本理念のつとりに、建築物用木材等の適切かつ安定的な供給に努めるものとする。

(国民の努力)

第七条 国民は、基本理念のつとりに、木材の利用の促進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(関係者相互の連携及び協力)

第八条 国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、基本理念のつとりに、木材の利用の促進のため、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。



だし、農林水産省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 認定木材製造業者は、前項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

3 農林水産大臣は、認定木材製造業者が前条第一項の規定に係る木材製造高度化計画（第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定木材製造高度化計画」という。）に従って木材製造の高度化を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

4 前条第三項から第五項までの規定は、第一項の認定について準用する。

（林業・木材産業改善資金助成法の特例）

第十九条 林業・木材産業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十二号）第二条第一項の林業・木材産業改善資金であつて、認定木材製造業者が認定木材製造高度化計画に従って木材製造の高度化を行うのに必要なものの償還期間（据置期間を含む。）は、同法第五条第一項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

（森林法の特例）

第二十条 認定木材製造業者が認定木材製造高度化計画（第十七条第二項第四号に掲げる事項が記載されたものに限る。）に従って同項第三号の施設を整備するため開発行為を行う場合には、森林法第十条の二第一項の許可があつたものとみなす。

（国有施設の使用）

第二十一条 国は、政令で定めるところにより、公共建築物に係る建築用木材の生産に関する試験研究を行う者に国有の試験研究施設を使用させる場合において、公共建築物における木材の利用の促進を図るため特に必要があると認めるときは、その使用の対価を時価よりも低く定めることができる。

第三章 建築物以外における木材の利用の促進に関する施策

（公共施設に係る工作物における景観の向上及び癒しの醸成のための木材の利用）

第二十二条 国及び地方公共団体は、木材を利用したガードレール、高速道路の遮音壁、公園の柵その他の公共施設に係る工作物を設置するこ

とが、その周囲における良好な景観の形成に資するとともに、利用者等を癒すものであることに鑑み、それらの木材を利用した工作物の設置を促進するため、木材を利用したそれらの工作物を設置する者に対する技術的な助言、情報の提供等の援助その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（木質バイオマスの製品利用）

第二十三条 国及び地方公共団体は、バイオマス（動植物に由来する有機物である資源（化石資源を除く。）をいう。）のうち木に由来するもの（以下「木質バイオマス」という。）について、パルプ、紙等の製品の原材料としての利用等従来から行われている利用の促進を図るほか、その用途の拡大及び多段階の利用（まず製品の原材料として利用し、再使用し、及び再生利用し、最終的にエネルギー源として利用することをいう。）を図ることにより製品の原材料として最大限利用することができるよう、木質バイオマスを化学的方法又は生物的作用を利用する方法等によつて処理することによりプラスチックを製造する技術等の研究開発の推進その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（木質バイオマスのエネルギー利用）

第二十四条 国及び地方公共団体は、木質バイオマスを化石資源の代替エネルギーとして利用することが二酸化炭素の排出の抑制及び木の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマスの有効な利用に資すること等に鑑み、木質バイオマスをエネルギー源として利用することを促進するため、公共施設等におけるその利用の促進、木質バイオマスのエネルギー源としての利用に係る情報の提供、技術等の研究開発の推進その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（組織）

第二十六条 本部は、木材利用促進本部長及び木材利用促進本部長をもって組織する。

（木材利用促進本部長）

第二十七条 本部長は、木材利用促進本部長とし、農林水産大臣をもって充てる。

（木材利用促進本部長）

第二十八条 本部に、木材利用促進本部長（次項において「本部長」という。）を置く。

2 本部長は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 総務大臣
- 二 文部科学大臣
- 三 経済産業大臣
- 四 国土交通大臣
- 五 環境大臣
- 六 前各号に掲げる者のほか、農林水産大臣以外の国務大臣のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者

（資料提出の要求等）

第二十九条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第三十条 第二十五条から前条までに定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 雑則

（表彰）

第三十一条 国及び地方公共団体は、木材利用の促進に関し特に顕著な功績があると認められる者に対し、表彰を行うよう努めるものとする。

（報告の徴収）

第三十二条 農林水産大臣は、認定木材製造業者に対し、認定木材製造高度化計画の実施状況について報告を求めることができる。

（主務省令）

第三十三条 この法律における主務省令は、農林水産大臣、総務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が共同で発する命令とする。

第六章 罰則

第三十四条 第三十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合には、その違反

行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（令和三年六月一八日法律第七七号）抄

第一条 この法律は、令和三年十月一日から施行する。